データ流通・活用ワーキンググループ第二次とりまとめ (概要版)



令和元年 6 月 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

第1章はじめに第2章データ流通・活用を巡る動向

データ流通・活用ワーキンググループにおける議論

- パーソナルデータや産業データなど、多種多様かつ大量のデータを安全・安心に流通・活用できる環境整備に必要な措置の検討に資するため、平成30年7月からデータ流通・活用ワーキンググループを開催。
- 令和元年6月時点での議論のとりまとめを行い、今後も円滑なデータ流通・活用推進の観点からフォローアップを 行う。
 - ① データ利活用をめぐるルール整備の進展
 - 情報信託機能の認定に係る指針ver1.0の策定 (H30.6 総務省/経済産業省)
 - 情報銀行認定申請ガイドブックver1.0公表、認定申請受付開始(H30.12 日本IT団体連盟)
 - AI・データの利用に関する契約ガイドラインの公表 (H30.6 経済産業省)
 - ・ データ流通推進協議会の設立(H29.11) 等

② グローバルな環境変化

- ・ 改正個人情報保護法の全面施行(H29.5)
- 欧州GDPR本格施行(H30.5)、日本に対する 十分性認定の最終決定(H31.1)、eプライバ シー規則の検討等
- ・ 米国:州法におけるデータブローカー規制や個人 情報保護規制の検討
- 中国:「データローカライゼーション」規制の拡大
- ・ こうした中、IT総合戦略本部において、「デジタル 時代の新たなIT政策大綱」を決定(R1.6)

③ データ利活用をめぐる懸念及び対応

- プラットフォーマーによる個人データの流出等の事案⇒プラットフォーム事業者による個人情報流出事案 (H30.3、H30.9等)、
 - 同社が150社とユーザー情報を共有していることを問題 視する報道(H30.12)、
 - プラットフォーム事業者のSNSサービスにおいて、利用者の年齢・職業・氏名等が外部からアクセス可能であった事案 (H30.12)
- ・ 経済産業省、公正取引委員会、総務省によるプラット フォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の検 討 (H30.11~H31.4)
- 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」 (H30.10~)
- ・ 個人情報保護委員会「いわゆる3年ごとの見直し」

視点 1 円滑なデータ流通に向けた環境整備 視点 2 個人が安心してデータを活用できる環境整備

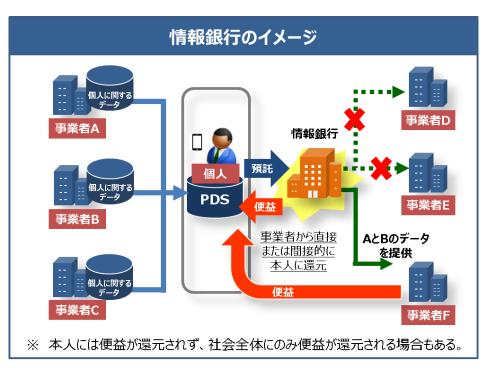
我が国発の取組である情報銀行・データ取引市場

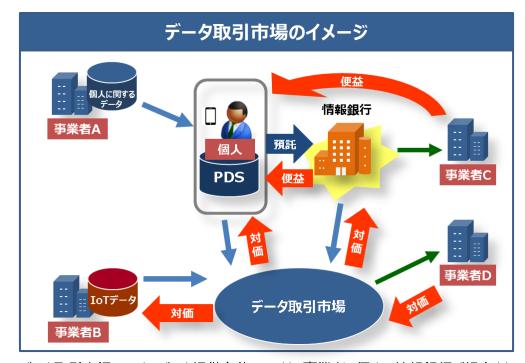
情報銀行(情報利用信用銀行)

個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は 予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上(または、提供の可否について個別に個人の確認を得る場合もあ る。)、データを第三者(他の事業者)に提供する事業(データの提供・活用に関する便益は、データ活用者から直接的また は間接的に本人に還元される)。〔※定義を修正〕

データ取引市場

データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み(市場)。





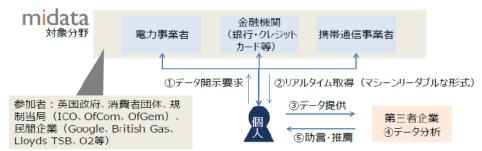
※ データ取引市場におけるデータ提供主体としては、事業者、個人、情報銀行が想定される。

諸外国におけるパーソナルデータ利活用の特徴的な取り組み

■ midata (英国)

個人が、民間企業が保有する個人データをリアルタイムに利用しやすい形式で提供 を受け、当該データを用いることで他の事業者からより良いサービスを受けられるよ うになる政府主導のシステム。

□midataの仕組み



出典:第1回データ流通・活用ワーキンググループ 経済産業省説明資料

■ My Data Global

「個人は自らのパーソナルデータを管理すべき」という信念に基づき、フィンラン ドが2015年から提唱している施策。

2018年10月にMydata Globalが設立され、欧州を中心に世界各地に拠点も設置。日 本でも「MyData Japan」により、MyDataの考え方を広める活動が行われている。

□フィンランドが提唱するMyData施策の概要図



□MvDataが掲げる原則

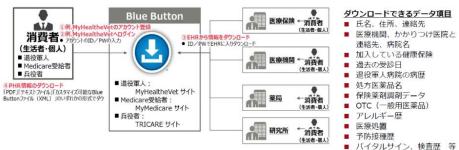
- パーソナルデータの個人中心の制御
- 結合点としての個人
- 個人のエンパワーメント
- ポータビリティ:アクセスと再利用
- 透明性と説明責任
- 相互運用性

出典: MvData Japanウェブサイト

■ My Data Initiative (米国)

米国で2010年から始まった、自らの個人情報を安全、適時、電子的にやり取りする 技術的な枠組みを連邦政府主導で進める取組。「Blue Button(医療データ)」等に おいて、データポータビリティ拡大を目指す。

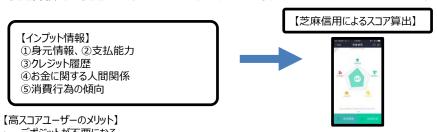
<Blue Buttonの概要>



出典:第1回データ流通・活用ワーキンググループ 経済産業省説明資料

■ 芝麻信用(中国)

アリペイ(アントフィナンシャル社のオンライン決済サービス)付帯機能として開始 された信用スコアサービス。スコアで個人の信用力を企業等に示すことができ、従来の 信用評価では信用力を示すことができなかった個人のためのサービスとされている。



デポジットが不要になる。

(例:自転車・車・雨傘・本の貸出等シェアリングエコノミー、ホテル、病院、賃貸物件)

- アントフィナンシャル社の金融サービスでスコアに金利優遇
- シンガポールやルクセンブルクのビザが取得しやすくなる
- 婚活サイトでスコアを表示可能
- ※スコアを信用するかどうかは、利用者に委ねており、アントフィナンシャルは責任を負わない

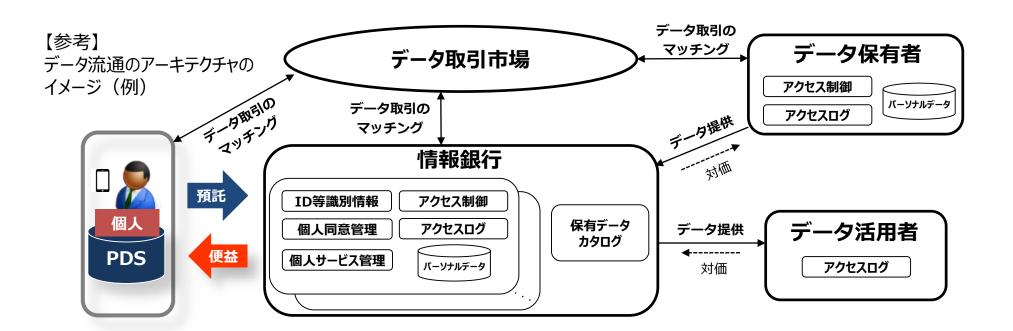
出典:第5回データ流通・活用ワーキンググループ 国際大学 庄司准教授説明資料

第3章 更なるデータ流通・活用促進に向けた課題と対応方針

く視点1>円滑なデータ流通に向けた環境整備

3.1.2 各プレーヤが実装する機能、データの構造・形式及び信頼性

- 情報銀行等を活用したパーソナルデータの円滑な流通のためには、データ保有者、個人(PDS)、情報銀行、データ活用者、データ取引市場の持つべき機能を整理し、これらプレーヤ間で円滑にデータが流通するための共通ルールが必要。
- 具体的には、各プレーヤ間のデータ連携のためのインタフェースの共通化や、個人が希望するデータ連携を可能にする識別情報、同意の管理や証跡の管理、個人のデータコントローラビリティを確保するための機能など、パーソナルデータの円滑な流通に向けたリファレンス・アーキテクチャの構築が必要。
- 他方で、ビジネスの創意工夫の妨げにならない工夫も必要であり、実証実験などの場を活用してアーキテクチャの定義・実装 に向けた検討を行うことが求められる。
- 情報銀行やデータ取引市場については、日本発の先進的な取組であるため、国内での普及・開発を進めるとともに、欧州や 米国等におけるアプローチと調和を図り、**グローバルな相互運用性を確保**。



く視点1>円滑なデータ流通に向けた環境整備

3.1.2 各プレーヤが実装する機能、データの構造・形式及び信頼性(承前)

- データの円滑な流通のためには、データの受け手において、やりとりされるデータの項目や構造を認識できるための標準化 (データカタログ・メタデータなど)や、オープンAPIベースの標準に準拠したデータフォーマットとすることが重要。
- データの利用目的によっては、データのライフサイクル(生成・保管・活用)に応じて、一定以上の信頼性の確保が求められる場合も考えられ、データの完全性の観点からは、トラストサービスの信頼性を担保するための必要な制度整備を検討。
- データの品質についても、データの精度(リアルタイム性も含む)や本人によるものであること等について、取り扱うデータの分野や重要性に応じ、その信頼性を確認するための方策が講じられる必要。

3.1.3 企業の保有するデータに個人がアクセスしやすくし、活用を促進するための方策

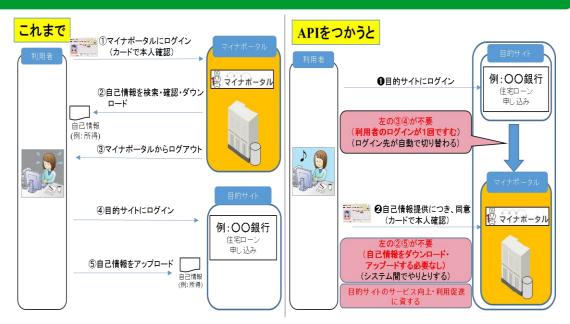
- 情報銀行を含むパーソナルデータの流通において、**制度の創設如何にかかわらずデータポータビリティを巡る技術的な条件 や、当面の考え方を整理**する必要。各プレーヤが実装する機能やデータの構造・形式からなるデータ流通のアーキテクチャを 共有することが有効。
 - ①データ保有側に求められる機能
 - データの受け渡しのためのオープンAPI、データカタログ、個人の識別情報、同意の管理、証跡管理等。
 - ②円滑なデータ流通を可能にするデータ構造・形式 データ項目を示すメタデータ、標準に準拠したAPI
- データポータビリティの実現にあたっては、データ保有企業においてアーキテクチャに基づく機能を実装する際の負担や、いったん個人へ戻されたデータを競合他社には渡したくないという企業の懸念を克服するエコシステムが構築される必要があり、企業間のデータ連携・流通を促進するためのインセンティブ設計が重要。
- 現実的な取組として、すでに一部の企業の自主的な取り組みにより個人がデータを閲覧及び/またはダウンロードが可能に なっている場合もあることを踏まえれば、
 当面、データポータビリティ機能は、データ保有企業の差別化の要素として機能すると考えられる。
- また、サービス利用契約によりデフォルトで企業保有データの利用権を利用者に設定することも有用。

く視点1>円滑なデータ流通に向けた環境整備

3.1.4 行政(国・自治体)が保有するデータを個人が活用できるための方策

- 企業の保有するデータの流通を実現するための技術環境(オープンAPI、標準に準拠したデータ形式等)については、国や 自治体による差異はなく共通の方式で実装を進めるべき。
- 国等の保有するデータについて、今後、**マイナポータルのAPIを経由したデータの取得**が可能になることを踏まえ、当該機能で提供されるサービスの充実を図ることが有効(下図参照)
- 国や地方自治体による非識別加工情報の提供については、その活用促進に向けた取組を引き続き行う。
- オープンデータの提供に際してもAPIによる提供が有用であり、いくつかの行政機関において既に提供が開始されているところ、 今後、同様の取組を進めるべき。

【参考】マイナポータルにおける「自己情報取得API」の提供開始について

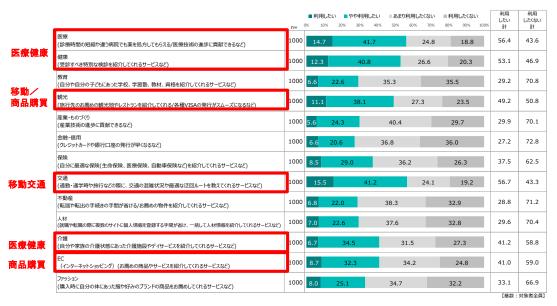


(出典:内閣府 大臣官房番号制度担当室作成資料)

<視点2>個人が安心してデータを活用できる環境整備

3.2.1 データの活用に関する個人の不安・不満の低減のための方策

- 受容されやすい、利用意向の高いデータの活用を検討する際の留意事項として、個人は情報の提供のみを直接的に求め られると抵抗が大きく、情報の利用イメージや提供後の消去権・アクセス権の確保等が重要。
- 情報の提供に関し、便益の在り方については個人の特徴に応じた対応が必要となる可能性。
- 情報の提供にあたっては、企業のプライバシー保護及びデータの流出や悪用への対策は前提。
- 事後の法的対応に係る情報整理・周知については、**苦情の相談窓口の設置、損害賠償に対応できる財政能力**について、 情報信託機能の認定に係る指針ver1.0及び日本IT団体連盟の認定基準で定められているところ、今後の認定事業者の 普及に応じて**積極的な情報開示**が求められる。





(B) 情報管理に対する考え方

(A) 個人情報を提供することで利用できるサービスの利用意向

(出典:第6回データ流通・活用ワーキンググループ 国際大学 庄司准教授説明資料)

く視点2>個人が安心してデータを活用できる環境整備

3.2.3 個人によるデータコントローラビリティを確保し、同意を実効あらしめるための方策

(1)個人の同意の取得・管理の在り方

- 包括同意や個別同意を問わず、利用規約やプライバシーポリシー等を十分に理解できない場合や、データ活用状況が個人で把握しづらい場合、同意の対象・範囲が不明確になり、本人の意思に即した活用ができなくなる可能性。
- 本人に対する適切な情報提供等により、同意の対象・範囲を明らかにし、データコントローラビリティを確保する取組が重要。 電気通信事業法における通信の秘密に係るデータに関する先行的な検討を参考に、同意の際に、対象情報や提供先、 オプトアウト可能であること、同意しない場合の不利益、本人への周知についての情報を提供することがデータコント ローラビリティの確保につながる。

(2) データコントローラビリティの及ぶ範囲

- 個人が直接データを提供するデータ活用者(一次利用先)から、さらに別のデータ活用者へデータ提供(二次利用)することはデータコントローラビリティにおけるリスクが大きくなる。他方、**円滑なデータ流通の促進に向けて、コントローラビリティを低下させずに二次利用先への提供が可能となる具体的場面について検討**することが期待される。
- 個人情報保護法において、ひとたび行った同意の有効期限について特に定めはないが、利用者保護の観点からは、一定期間の経過後は本人にわかりやすい通知により改めて本人に注意喚起する等の仕組みを講ずることが有効。

く視点2>個人が安心してデータを活用できる環境整備

3.2.3 個人によるデータコントローラビリティを確保し、同意を実効あらしめるための方策(承前)

(3) データ活用者におけるデータポリシー変更の際の個人保護方策

- 本人によって一旦データ提供に同意をしたデータ活用者であっても、その後、データポリシーに一定以上の重要な変更が生じた際には、個人のデータコントーラビリティを高める観点から個人への周知が必要であり、データ活用者等は、利用規約等に変更が生じた際の個人への周知方策を予め定め運用することが必要。
- 情報銀行やPDSのユーザ・インターフェイスにおいて、データ活用者から利用規約変更を受け、データ提供に同意した個人に通知する仕組みを持つことが望ましい。

(4) ユーザ・インタフェースの向上

データの活用状況についてわかりやすく可視化し、データ提供の可否についてコントロールできるユーザ・インタフェースについて、民間のサービス開発が進み実装段階にあるが、その普及を進めるべき。その際、同意の取得・管理機能での同意状況に応じて、適切にデータ共有ないしは共有停止することのできるアーキテクチャを同時に検討することが望ましい。

> 情報銀行への適用

• 情報銀行の普及を進める観点からも、これら4点の機能実装については、今後、企業によるサービス開発・提供の事例 が集積し、利用者のユーザビリティ向上の観点からの取組として情報銀行の認定とあわせて評価を行い、情報銀行を 利用する個人に分かり易く明示されることが望ましい。

く視点2>個人が安心してデータを活用できる環境整備

3.2.4 個人の理解が十分とはいえない可能性のあるデータの提供(ソーシャルプラグイン、サードパーティCookie等)に おける、個人が安心してデータを活用できる環境

- 一般の利用者が閲覧中のウェブサイト以外の広告事業者等の第三者に対して提供される、ウェブサイト閲覧に関する情報には、 プライバシー侵害のおそれを有するものもあり、
 - ①設置するウェブサイトにおいて提供の事実と提供先の広告事業者等について開示するとともに、
 - ②広告事業者等においてはプライバシーポリシーを公開し提供を受けた情報の利用目的やオプトアウトの方法等について 記載する
 - ことが期待される。

3.2.5 きめ細やかな対応が必要な分野の特定及びその方策(要配慮個人情報や評価に係るパーソナルデータ等)

- 今後、**要配慮個人情報も含めたデータ利活用の促進**を検討するにあたっては、同意を前提とした上で、活用の範囲に一定の限度を設ける(同意があっても活用できない場面を明らかにする)等の**活用条件の明確化により、保護と活用のバランスを図れるのではないか**。
- 医療・ヘルスケア分野において、PHRとして患者本人に提供・蓄積されるデータとして、健診情報や検査データ、様々なIoT機器やセンサー等から得られる生活データ・バイタルデータが想定される。これらについては、データの提供先や目的の限定や、一定の基準以上の信頼性を確保した事業者によるサービス提供など、活用条件の明確化によって保護と活用のバランスを図ること、例えば、医療機関での活用や、医療機関の連携・推奨する健康サービスでの活用が考えられる。
- **個人の信用状況等を評価・数値化するスコアリング・サービス**は、個人の信用力が可視化され、信用力をポータブルにできるメリットがある一方、プライバシーの侵害やスコアを高めるための行き過ぎた行動の誘発、低スコアの者が特定のサービスを利用できなくなることへの懸念が指摘されており、**利用者の権利や利益が害されることのないよう留意すべき事項を整理する必要**がある。

第4章 更なるデータ流通・活用に向けて

円滑なデータ流通の促進に向けた今後の取組の方向性

■今後の取組の方向性

- 1. パーソナルデータの活用に関して、個人の同意の下、個人のデータ・コントロールが確保される仕組みとしてのPDS/情報銀行の 仕組みの普及に向け、2019年度より認定がはじまったIT連の情報銀行認定の運用状況も踏まえ、関係省庁において引き続き 必要な環境整備を行うとともに、パーソナルデータ活用の観点から、制度的な対応も含めた検討を引き続き行う。
- 2. 個人を中心としたデータ活用への信頼の向上および利用における保護の観点から、受容性や利用意向の高いデータ活用の範囲・種類等に係る指針については、不断に見直しを行う。
- 3. パーソナルデータの活用に向けた個人の実効的な同意の確保のため、個人への説明責任や透明性確保の方策、技術的な解決手段等について実装・普及を進める。情報銀行の運用においても、その普及状況等を勘案し、認定等の枠組みにおいて積極的な評価を通じて、実装を促進する。
- 4. データ保有者と本人、データ活用者等との間でのパーソナルデータや産業データの円滑な流通のため、<u>情報銀行やデータ取引市場など我が国独自の取組を含めたアーキテクチャの定義とデータ構造の標準化</u>を実証実験等を通じて推進する。**信頼性(トラスト)の確保されたデータ流通の実現のための取組を継続**する。DFFT(Data Free Flow with Trust)の実現の観点から、当初から米国・EU等の類似の取組やデファクト標準との相互運用性を確保して検討を行う。
- 5. <u>行政機関の保有するデータ(オープンデータを含む)の流通にも適用可能なルールを検討し、原則、API連携によるデータの流通が可能な官民データ活用環境の整備を目指す。</u>
- 6. 具体的なルール整備にあたっては、民間の自由なビジネス展開、プレーヤ間の競争環境の公平性に配慮しながら、**官と民の適切** な役割分担の下、協調領域における合意形成を目指す。
- 7. 産業データの企業間連携については、業界共通の課題等を踏まえた協調領域の設定、データ流通のインセンティブ設計が重要。

■さらなる検討課題

- ・個人、企業の意識・行動変容の加速のため、個人の意識調査の調査分析とともに、データ活用をめぐるリテラシー向上の取組
- ・企業間のデータ流通のエコシステムを機能させるためのインセンティブ設計
- ・今後PDSや情報銀行において、AIによるマッチングが行われる際の透明性や責任主体・責任分界等の議論
- ・本人の同意に加えて、よりきめ細やかな対応が求められるパーソナルデータの類型における安全・安心なデータ流通確保のための検討 14